

令和2年4月20日

保護者 各位

福島県立喜多方高等学長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

平素より、本校の教育活動推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に政府から緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとの方針が発表され、福島県知事から県教育委員会に一斉臨時休業を行うよう要請がありました。この要請を受けた県教育委員会の方針に従い、喜多方高等学校においても、他の県立高等学校同様、下記のとおり、臨時休業とします。

記

1 臨時休業期間について

令和2年4月21日(火)～5月6日(水)

※ 部活動は中止とします。

2 登校日について

各学年1, 3組は4月30日(木)、2, 4組は5月1日(金)

通常通りの時間の登校とし、午前中で放課とします。

※ 感染拡大防止の観点から、学校一斉、あるいは学年ごとに登校日を設けることとはせず、2つの教室を1クラスで使用するなど、密集を避ける対策をとりながら健康確認および課題達成確認等を行う予定です。

3 休業中の過ごし方について

- (1) 規則正しい生活を送り、望ましい生活習慣を維持できるよう、家庭においても御指導ください。
- (2) 臨時休業中は、不要不急の外出を控え、自宅で過ごすようにしてください。
- (3) 運動不足となることも考えられるため、健康保持の観点から、「3密」を避け、十分な準備運動を行った上での適度な運動をするように御指導ください。
- (4) 感染拡大防止の観点から、自宅でも検温等の健康観察を行い、学校から配布された記録用紙に記入することで、健康状態の確認を継続し、下記のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ※ 基礎疾患がある生徒において、上記の状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- (5) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、速やかに学校へ連絡してください。

4 家庭との連絡について

- (1) 臨時休業期間中に、緊急の連絡がある場合は、「お知らせメール」「学校 HP」により、連絡します。
- (2) 担任から適宜電話連絡を行います。
- (3) 今回の臨時休業に関わる学校からのプリントや HR での資料については、必ず保護者の方も目を通してください。

5 学習について

○ 学校では以下のとおりの指導をしています。

(1) これを機会に「自立した学習者」へ

学校では、基本的に時間割に基づいた計画を立てるよう指導しています。学校から与えられた課題を確認し、また、自分の進路目標に応じた学習課題を自ら設定し取り組んでいるか、御家庭でも確認をお願いします。

(2) 家庭学習の成果は学習評価の対象

家庭学習の成果は、学習評価の対象ともなるので、与えられた課題にはしっかりと取り組み、自分の満足のいく成績が取れるよう御支援ください。なお、登校日に健康確認や、学習状況の中間確認を行います。計画表と、取組中の各教科の課題を持参することとなります。

(3) 読書、新聞でニュースに触れる

この機会に小説、評論など興味の湧く本や新聞などの活字を読むことによって、広い視野と教養を身に付け、深い認識力、批判力を身につけさせたいと考えています。

6 その他

- お気づきの点があれば、学校まで御連絡ください。
- お子さんの心にストレスがたまったら、まず、担任の先生に御相談ください。また、以下の3つの相談方法もあります。
 - 「ふくしま24時間子どもSOS」電話：0120-916-024（24時間受付）
 - 「ダイヤルSOS」電話：0120-453-141（福島県教育センター）
 - 受付時間：月曜日から金曜日 10時から17時
 - 「ふくしま子どもLINE相談」学校から配られたQRコードにより友達登録する。
- コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変した場合には、文部科学省が実施する「高等学校等就学支援事業費補助金」等の制度があるので、遠慮無く相談してください。